令和３年度

「行政の福祉化」の取組状況について（報告）

|  |
| --- |
| 令和５年11月  行政の福祉化推進会議事務局 |

目　次

はじめにP.1

総評P.2

１　雇用・就労支援の強化

（１）就労支援

①知的障がい者の庁内職場実習の受入（障がい者）P.3

②精神障がい者の庁内職場実習の受入（障がい者）P.4

③清掃業務による就労訓練の場の提供（障がい者）P.5

④府庁舎での生活困窮者自立支援就労訓練の場の提供（就労困難者）P.6

（２）就業支援：府による取組

①ハートフルオフィス推進事業（障がい者）P.6

②教育庁ハートフルオフィスP.7

③公務労働における非常勤雇用（ひとり親）P.7

④行政の福祉化推進会議公務労働検討チーム会議P.8

（３）就業支援：民間による取組

①公共工事発注における障がい者の雇用・就業促進（障がい者）P.8

②指定管理における就労困難者雇用の評価（障がい者・就職困難者(ひとり親,生活困窮者など)）P.10

③公募型プロポーザル方式入札における就労困難者雇用の評価P.10

④企業に対する働きかけP.11

⑤大阪府障がい者サポートカンパニー制度P.11

⑥大阪府子育てハートフル企業顕彰制度P.12

⑦建設工事等に係る総合評価一般競争入札等P.12

（４）職場定着支援

①府有施設等清掃業務に係る総合評価入札（障がい者・就職困難者(ひとり親,生活困窮者など)）P.13

②競争入札における最低制限価格の設定及び低入札価格調査制度の導入P.17

③職場環境整備等支援組織の認定P.17

２　既存資源等を活用した福祉施策の推進

①府営住宅のグループホーム等への提供P.18

②府営住宅の空室を活用した取組みP.19

③府営住宅における住宅困窮者への優先入居と入居後の福祉支援P.19

④府有施設の就労支援に係る取組への提供（こさえたんショップ）P.20

⑤大阪府障がい者優先調達推進方針に基づく物品等購入P.21

３　その他の施策

①IT関連業務のアウトソーシングP.23

②行政の福祉化推進会議P.24

③市町村等への普及啓発P.26

４　過去の実施施策等

①小規模府有施設における非常勤モデル雇用（障がい者）（平成15年度から27年度）P.29

②緊急雇用創出基金事業及びふるさと雇用再生基金事業の活用（平成21年度から27年度）P.29

③人権の視点に立った制度検討会の設置（平成17年度から）P.30

④大阪版市場化テストにおける就業困難者雇用評価P.30

５　参考資料

①指定管理者制度における募集要綱案（抜粋）P.31

②大阪版市場化テストにおける委託仕様書案及び選定基準（抜粋）P.36

③【総括表】「行政の福祉化」の主な取組みによる障がい者等の就職困難者の雇用状況P.38

はじめに

府政のあらゆる分野において、福祉の視点から総点検し、住宅、教育、労働など各分野の連携のもとに施策の創意工夫や改善を通して、障がい者やひとり親家庭の父母、高齢者などの雇用・就労機会の創出や自立支援に取り組むいわゆる「行政の福祉化」は、平成11年11月に副知事をトップに全庁にまたがるプロジェクトチームを発足させ、種々の検討を行い、平成12年３月に「行政の福祉化促進プロジェクト報告書」を取りまとめ、様々な取組を進めてきた。

報告書を取りまとめて２年余りが経過する中、社会情勢の変化などを踏まえた新たな課題に対応するため、平成14年６月に行政の福祉化推進プロジェクトチームを再度設置し、平成15年３月に新しい「行政の福祉化推進プロジェクト報告書」を策定し、全庁をあげて「行政の福祉化」に取り組んできた。

プロジェクトチームが発足した平成11年から約20年間にわたり取組を進めてきた「行政の福祉化」を一層すすめていくため、平成29年度に大阪府社会福祉審議会のもとに行政の福祉化推進検討専門部会を設置し、これまでの取組の検証を行うとともに、例えば子どもの貧困対策としてのひとり親家庭や生活困窮者に対する支援の強化、市町村や民間事業者への波及など、さらなる取組に向けた「大阪府における行政の福祉化の推進のための提言」が取りまとめられた。

提言の内容である、「行政の福祉化」の取組が、府民の幅広い理解と協力のもと、広く民間部門へのプレイヤー（担い手）拡大と、困難を抱える人々の「働く分野」の拡大を実現し、すべての人がその人らしく、生き生きと暮らせる大阪、すなわち「大阪の福祉化」を目指し、取り組んでいくこととしている。

本報告書は、このように進めている「行政の福祉化」に関する取組状況をまとめたものである。

総評

平成31年４月に行政の福祉化の理念を取り入れ改正した「大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例」いわゆるハートフル条例に基づき、総合評価一般競争入札や指定管理者制度等の公契約における障がい者等の雇用と職場定着の取組みを支援する「障がい者等職場環境整備等支援組織」を、令和２年度は障がい者分野で１団体、生活困窮者分野で１団体認定し、元年度と合わせて計３団体となった。

令和３年度は新型コロナウイルス感染症による影響が未だ大きいものであったが、障がい者の一般就労に向け、　施設所管部局の理解のもと、府の施設において、就労訓練の場として引き続き就労支援を実施することができた。一方で、障がい者の庁内職場実習の受入れについては一部制限せざるを得ない等の状況であった。

大阪府障がい者優先調達推進方針に基づく物品等購入については、令和２年度のイベント・会議の中止等による大口発注の減少などの影響を受け、府庁発注の全体件数はコロナ禍前から比較すると低いものであったものの、前年度を上回る件数を確保できた。

今後とも全庁が一丸となって行政の福祉化を推進していく。

**１　雇用・就労支援の強化**

**（１）就労支援**

**①知的障がい者の庁内職場実習の受入（障がい者）**

・　　平成12年度から、本庁職場において、府立支援学校等の知的障がい者を対象とした職場実習を実施しており、毎年度、ほぼ全庁的規模で受入れを行なっている。

・　　令和３年度においては、守衛業務のほか、公館、庁舎施設内の植栽、剪定作業の職場実習を実施し、１所属で36名の実習生を受け入れた。なお、事務補助の実習については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止とした。

（表1-1　知的障がい者の庁内職場実習の実績）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 | 実習期間 | 参加人数 | 実習場所 | 実習内容 |
| H12 | １週間程度 | 1 | 1部局　1所属 | 事務補助（資料作成、資料整理等） |
| H13 | 同上 | 14 | 10部局　14所属 | 同上 |
| H14 | 同上 | 17 | 12部局　15所属 | 同上 |
| H15 | 同上 | 11 | 11部局　11所属 | 同上 |
| H16 | 同上 | 10 | 9部局　10所属 | 同上 |
| H17 | 同上 | 17 | 11部局　16所属 | 同上 |
| H18 | 同上 | 20 | 10部局　19所属 | 同上 |
| H19 | 同上 | 25 | 12部局　25所属 | 同上 |
| H20 | 同上 | 28 | 16部局　28所属 | 同上 |
| H21 | 同上 | 27 | 16部局　27所属 | 同上 |
| H22 | 同上 | 28 | 16部局　28所属 | 同上 |
| H23 | 同上 | 66 | 11部局　20所属 | 事務補助、守衛業務、植栽・剪定作業 |
| H24 | 同上 | 116 | 14部局　27所属 | 同上 |
| H25 | 同上 | 121 | 15部局　25所属 | 同上 |
| H26 | 同上 | 97 | 12部局　18所属 | 同上 |
| H27 | 同上 | 130 | 13部局　18所属 | 同上 |
| H28 | 同上 | 72 ※1 | 16部局　18所属 | 同上 |
| H29 | 同上 | 105 ※2 | 13部局　30所属 | 同上 |
| H30 | 同上 | 95※３ | 13部局　19所属 | 同上 |
| R1 | 同上 | 67※４ | 1１部局1６所属 | 同上 |
| R2 | 同上 | 35※5 | １部局１所属 | 守衛業務、植栽、剪定作業 |
| R3 | 同上 | 36※６ | １部局１所属 | 同上 |

　　※1　72名のうち4名については、重複障がいのある生徒（聴覚1名、肢体不自由3名）を受け入れた。

　　　※2　105名のうち３名については、重複障がいのある生徒（身体障がい１名、手帳なし２名）を受け入れた。

※3　95名のうち4名については、重複障がいのある生徒（身体障がい1名、手帳なし3名）を受け入れた。

※4　67名のうち３名については、重複障がいのある生徒（身体障がい1名、精神障がい2名）を受け入れた。

※5　35名のうち１名については、重複障がいのある生徒1名（精神障がい）を受け入れた。

※6　36名のうち１名については、重複障がいのある生徒1名（精神障がい）を受け入れた。

**②精神障がい者の庁内職場実習の受入（障がい者）**

・　　平成16年度から本庁職場において、精神障がい者の適職の開発や雇用促進のため、精神障がい者の職場実習の取組を行なっている。

・　　令和３年度においては、守衛業務のほか、公館、庁舎施設内の植栽、剪定作業の職場実習を実施し、1所属で１名の実習生を受け入れた。なお、事務補助の実習については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止とした。

（表1-2　精神障がい者の庁内職場実習の実績）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 | 実習期間 | 参加人数 | 実習場所 | 実習内容 | 実施方法 |
| H16 | 1か月程度 | 5名 | 3部局  3所属 | 事務補助（資料作成、資料整理等） | 2名1組(原則)で1所属に配置｡  ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰによるｻﾎﾟｰﾄ､ﾐｰﾃｨﾝｸﾞ等のﾌｫﾛｰを実施｡ |
| H17 | 同上 | 10名 | 5部局  5所属 | 同上 | 2名1組で1所属に配置｡  ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰによるｻﾎﾟｰﾄ､ﾐｰﾃｨﾝｸﾞ等のﾌｫﾛｰを実施｡ |
| H18 | 同上 | 9名 | 5部局  5所属 | 同上 | 2名1組(原則)で1所属に配置｡  ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰによるｻﾎﾟｰﾄ､ﾐｰﾃｨﾝｸﾞ等のﾌｫﾛｰを実施｡ |
| H19 | 同上 | 10名 | 5部局  5所属 | 同上 | 2名1組で1所属に配置｡  ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰによるｻﾎﾟｰﾄ､ﾐｰﾃｨﾝｸﾞ等のﾌｫﾛｰを実施｡ |
| H20 | 同上 | 7名 | 5部局  5所属 | 同上 | 2名1組(原則)で1所属に配置｡  ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰによるｻﾎﾟｰﾄ､ﾐｰﾃｨﾝｸﾞ等のﾌｫﾛｰを実施｡ |
| H21 | 同上 | 10名 | 6部局  8所属 | 同上 | 2名1組あるいは1名で各所属に配置｡  自立支援課職場実習担当者によるｻﾎﾟｰﾄ､ﾐｰﾃｨﾝｸﾞ等のﾌｫﾛｰを実施｡ |
| H22 | 同上 | 8名 | 6部局  8所属 | 同上 | 各所属に1名配置｡  自立支援課職場実習担当者によるｻﾎﾟｰﾄ､ﾐｰﾃｨﾝｸﾞ等のﾌｫﾛｰを実施｡ |
| H23 | 同上 | 7名 | 7部局  7所属 | 同上 | 同上 |
| H24 | 同上 | 5名 | 4部局  5所属 | 同上 | 同上 |
| H25 | 同上 | 2名 | 2部局  2所属 | 同上 | 同上 |
| H26 | 同上 | 2名 | 2部局  2所属 | 同上 | 同上 |
| H27 | 同上 | 1名 | 1部局  1所属 | 同上 | 同上 |
| H28 | 同上 | 13名 | 8部局  9所属 | 同上 | 同上 |
| H29 | 同上 | ６名 | 4部局  5所属 | 同上 | 同上 |
| H30 | 同上 | 18名 | 10部局  12所属 | 同上 | 同上 |
| R1 | 同上 | ５名 | ４部局  ５所属 | 同上 | 同上 |
| R2 | １週間程度 | ５名 | １部局  １所属 | 守衛業務、植栽、剪定作業 | 守衛業務は１～４名、植栽、剪定作業は３名以上で配置。  担当職員によるフォローを実施。 |
| R3 | 同上 | １名 | １部局  １所属 | 同上 | 同上 |

**③清掃業務による就労訓練の場の提供（障がい者）**

・　　平成12年度から、府有施設等における清掃業務発注を、「大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合（愛称：エル･チャレンジ）」に就労訓練の場として提供し、知的障がい者等の就労支援に努めている。

・　　令和３年度は、府の74施設における清掃現場を訓練の場として、同協同組合に提供しており、今後も引き続き、訓練修了生の民間企業への就労につなげる取組を支援していく。

　（表1-3　清掃業務による就労訓練の実績）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 | | | H12 | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 |
| 施設数(ヵ所) | | | 29 | 39 | 65 | 78 | 86 | 108 | 98 | 103 | 103 | 88 | 85 |
|  | | 通年 | 13 | 23 | 23 | 26 | 26 | 32 | 33 | 30 | 27 | 27 | 27 |
| 通年以外 | 16 | 16 | 42 | 60 | 60 | 76 | 65 | 73 | 61 | 61 | 58 |
| 訓練生(通年) | | | 34人 | 44人 | 61人 | 55人 | 74人 | 111人 | 108人 | 120人 | 102人 | 106人 | 122人 |
| 発注額(千円) | | | 106,565 | 144,736 | 176,082 | 189,680 | 210,278 | 234,180 | 235,422 | 246,070 | 229,612 | 203,674 | 186,533 |
| 年度 | | | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 |
| 施設数(ヵ所) | | | 88 | 85 | 75 | 81 | 82 | 78 | 70 | 66 | 74 | 76 | 74 |
|  | 通年 | | 25 | 24 | 24 | 24 | 23 | 24 | 25 | 25 | 25 | 26 | 25 |
| 通年以外 | | 63 | 61 | 51 | 57 | 59 | 54 | 45 | 41 | 49 | 50 | 49 |
| 訓練生(通年) | | | 104人 | 108人 | 123人 | 119人 | 107人 | 109人 | 125人 | 110人 | 125人 | 120人 | 115人 |
| 発注額(千円) | | | 190,047 | 174,856 | 171,304 | 172,767 | 172,272 | 167,870 | 154,729 | 155,078 | 173,793 | 178,806 | 163,673 |

**④府庁舎での生活困窮者自立支援就労訓練の場の提供（就労困難者）**

・　　平成29年度より、池田・岸和田子ども家庭センターの清掃業務については、障がい者を含む生活困窮者自立支援就労訓練の場として活用している。

**（２）就業支援：府による取組**

**①ハートフルオフィス推進事業**

・　　職場実習の継続により就労促進方策の検証を続けながら、期間の長期化など、より実践的な取組にチャレンジすることが必要であるため、平成15年度から、非常勤職員としての知的障がい者のモデル雇用を開始した。

・　　また、平成20年度から、厚生労働省が、各省庁、各自治体において障がい者が一般就労に向けて経験を積む「チャレンジ雇用」の推進・拡大を掲げたことを受け、本府においても非常勤職員としてのチャレンジ雇用を公募により実施。平成22年度以降は、モデル雇用をチャレンジ雇用に統合した。

・　　平成23年度からは集中配置方式による「ハートフルオフィス」を開設し、全庁から、大量発送作業などの軽易な事務作業を集約すること等により、業務の安定的な確保や職場環境・支援体制の充実を図っている。

・　　平成25年度から、コミュニケーションスキルの向上を目的としたSSTプログラム等を研修として位置づけ、企業や関係機関からの見学時に障がいのある作業員が対応するなど、企業で働き続けられる人材の養成に取組んでいる。

（表1-4　知的障がい者のモデル雇用・チャレンジ雇用実績）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 |
| モデル雇用(人) | 2 | 2 | 6 | 8 | 10 | 6 | 6 |  |  |  |
| チャレンジ雇用(人) |  |  |  |  |  | 6 | 6 | 5 | 15 | 26 |
| 年度 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 |
| モデル雇用(人) |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| チャレンジ雇用(人) | 26 | 28 | 31 | 29 | 31 | 31 | 28 | 30 | 29 |

・　　精神障がい者については、平成19年度から、公務労働における精神障がい者の就労支援方策の更なる検討を行うため、　職場実習に加え、非常勤職員としてモデル雇用を実施。平成22年度からは、最大３年の雇用が可能である「チャレンジ雇用」に統合した。

・　　平成26年度から、物事に関する視野を広げられるようメタ認知トレーニングをはじめ、庁内各部署に配属されている障がいのある作業員が取組むグループワークを研修に位置づけ、庁内各部署のサポートを充実させている。

（表1-5　精神障がい者のモデル雇用・チャレンジ雇用実績）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
| モデル雇用(人) | 2 | 4 | 8 |  |  |  |  |  |
| チャレンジ雇用(人) |  |  |  | 2 | 4 | 6 | 6 | 6 |
| 年度 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 |
| モデル雇用(人) |  |  |  |  |  |  |  |
| チャレンジ雇用(人) | 6 | 6 | 6 | 5 | 5 | ５ | 6 |

**②教育庁ハートフルオフィス**

　　・　　令和２年度より知的障がいのある府立学校卒業生を雇用する教育庁ハートフルオフィスを設置。支援を要する生徒の進路保障・自立支援の一環として、約２年間の就労支援に取り組む。

（表1-6　教育庁ハートフルオフィスの雇用実績）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | R2 | R3 |
| 雇用者数(人) | ４ | ７ |

**③公務労働における非常勤雇用（ひとり親）**

　　・　　平成14年7月に、（社福）大阪府母子寡婦福祉連合会に委託して（令和2年6月15日からは府立母子・父子福祉センターの指定管理業務として）、職業相談や求人情報の提供など就労面から母子家庭の母等を支援する「母子家庭等就業・自立支援センター」を開設し、同センター等に対し、府及び関係団体が非常勤職員等の求人情報の提供を行うことにより、母子家庭の母等の雇用を促進している。

　（表1-7　母子家庭の母等の公務労働における非常勤雇用実績）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 |
| 雇用者数(人) | 29 | 18 | 18 | 36 | 61 | 44 | 34 | 31 | 36 | 47 |
| 年度 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 |
| 雇用者数(人) | 51 | 58 | 50 | 45 | 34 | 25 | 20 | 12 | 10 |

**④行政の福祉化推進会議公務労働検討チーム会議**

　　・　　総務部、福祉部、商工労働部、教育庁の委員で構成する行政の福祉化推進会議公務労働検討チーム会議において、本庁等における知的障がい者の職場実習の受入れや非常勤職員としてのモデル雇用などを実施しつつ、公務労働分野における障がい者の就労促進のあり方について、検討を行なっている。また、同じく厳しい雇用環境に置かれている母子家庭の母等についてもその対象範囲に加え、府自らが積極的に雇用を進める手法について、継続して検討を行っている。

　（表1-8　行政の福祉化推進会議公務労働検討チーム会議開催実績）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | 開催日 | 主な議題 |
| H16 | H16.6.16  他1回 | ・精神障がい者に関する取り組みについて　等 |
| H17 | H17.6.21  他2回 | ・公務労働検討チーム検討状況について　等 |
| H18 | H18.6.1  他2回 | ・知的障がい者の職場実習等取り組みについて　等 |
| H19 | H19.6.14  他１回 | ・国の動向を踏まえた今後の取組み検討　等 |
| H20 | 開催なし | 開催なし |
| H21 | 開催なし | 開催なし |
| H22 | H22.8.5  他３回 | ・知的障がい者、精神障がい者の非常勤雇用について |
| H23 | H23.9.20 | ・ハートフルオフィスでの使送業務の受注について  ・業務集約・開拓への協力依頼について　等 |
| H24 | H24.6.15 | ・ハートフルオフィス推進事業の現状と課題について  ・9月以降の業務集約の拡大について  ・所属配置の非常勤作業員及び職場実習の受け入れについて　等 |
| H25 | H25.6.4  他4回 | ・ハートフルオフィス推進事業の効果検証（報告）  ・大阪府における障がい者雇用について  ・他府県の障がい者雇用調査結果について　等 |
| H26 | H26.7.15 | ・ハートフルオフィス推進事業の経過と現状（報告）  ・難病のある人の就労支援について  ・知的障がい者、精神障がい者の正規雇用について　等 |
| H27 | H27.11.16 | ・公務労働分野における障がい者等の就労促進方策について  ・知的障がい者・精神障がい者のチャレンジ雇用の現状と課題について　等 |
| H28 | H28.12.19 | ・公務労働分野における障がい者等の就労促進方策について  ・障がいのある職員に対する庁内での合理的配慮について　等 |
| H29 | H29.12.5 | ・公務労働分野における障がい者等の就労促進方策について  ・障がいのある職員に対する庁内での合理的配慮の提供庁内研修 |
| H30 | H30.12.20 | 公務労働分野における障がい者等の就労促進方策について  ・障がいの理解と職場での配慮に関する研修　等 |
| R1 | R1.5.10  他3回 | ・公務労働分野における障がい者等の就労促進方策について  ・大阪府知事部局における障がい者である職員の活躍推進計画策定　等 |
| R2 | R2.7.2  他２回 | ・公務労働分野における障がい者等の就労促進方策について  ・知事部局における障がい者である職員の活躍推進計画について  ・３障がい正規雇用における職場定着の状況とマニュアル案の作成　等 |
| R3 | R3.12.21 | ・３障がい正規雇用における職場定着の状況とマニュアルの更新  ・障がいの理解と職場での配慮に関する研修　等 |

**（３）就業支援：民間による取組**

**①公共工事発注における障がい者の雇用・就業促進（障がい者）**

　・　　 平成14年4月1日から、府が発注する建設工事の入札参加資格申請時においては、建設工事入札参加資格の等級区分評点において、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に規定する障がい者雇用率を超える雇用を達成した企業について、福祉点として８点を加算することとし、運用を開始。

（表1-9　公共工事発注における福祉点加算企業数等）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 | H14・15 | H16 | H17 | H18 | H19 |
| 福祉点加算企業  (社) | 379  (8,955社中) | 430  (8,446社中) | 403  (8,194社中) | 433  (8,458社中) | 427  (7,730社中) |
| 加算企業割合 | 4. 2％ | 5. 1％ | 4. 9％ | 5. 1％ | 5. 5％ |
| 年度 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 |
| 福祉点加算企業  (社) | 452  (7,807社中) | 366  (6,433社中) | 366  (7,240社中) | 365  (6,809社中) | 376  (7,155社中) |
| 加算企業割合 | 5. 8％ | 5. 7％ | 5. 1％ | 5. 4％ | 5. 3％ |
| 年度 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 |
| 福祉点加算企業  (社) | 341  (6,320社中) | 344  (6,676社中) | 254  (6,102社中) | 264  (6,587社中) | 338  (6,379社中) |
| 加算企業割合 | 5. 4％ | 5. 2％ | 4. 2％ | 4. 0％ | 5. 3％ |
| 年度 | H30 | R1 | R2 | R3 |
| 福祉点加算企業  (社) | 341  (6,787社中) | 363  (6,507社中) | 334  (6,878社中) | 351  (6,731社中) |
| 加算企業割合 | 5.0％ | 5.6％ | 4.9％ | 5.2％ |

**②指定管理における就労困難者雇用の評価(障がい者・就職困難者(ひとり親,生活困窮者など))**

　・　 指定管理者制度の導入にあたって選考基準に行政の福祉化の視点を盛り込むため、平成18年度から、障がい者法定雇用率や各種就労支援事業を活用した雇用、知的障がい者の清掃現場就業に対する取組などを指定管理者の選定の際の行政の福祉化関連項目として審査基準等に盛り込んでいる。

（表1-10　指定管理者制度導入施設における就職困難者等の雇用状況(令和４年3月31日現在)）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | 新規雇用者数 | 参考：提案数 | 既雇用者数 |
| 就職困難者への雇用就労支援(人) | | 65 | 21 | 252 |
|  | 地域就労支援センター | 50 | 8 | 97 |
|  | 障害者就業・生活支援センター | 4 | 4 | 80 |
|  | 母子家庭等就業・自立支援センター | 1 | 3 | 35 |
|  | ホームレス自立支援センター | 0 | 2 | 37 |
|  | 地域若者サポートステーション | 9 | 2 | 1 |
|  | 生活困窮者自立相談支援機関 | 1 | 2 | 2 |
|  | 大阪ホームレス就業支援センター | 0 | 0 | 0 |
|  | 保護観察対象者 | 0 | 0 | 0 |
| 知的障がい者等の現場就業(人) | | 6 | 21 | 61 |

**③公募型プロポーザル方式入札における就労困難者雇用の評価**

・　 公募型プロポーザル方式入札の実施にあたって、障がい者やひとり親家庭の親の雇用状況を選定の際の行政の福祉化関連項目として審査基準等に盛り込んでいる。

（表1-11　公募型プロポーザル方式の実施状況(令和４年3月31日時点)）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 |
| 実施  件数(件) | 32  (70件中) | 40  (88件中) | 47  (73件中) | 67  (96件中) | 30  (52件中) | 19  (39件中) |
| 年度 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 |
| 実施  件数(件) | 12  (29件中) | 16  (45件中) | 23  (43件中) | 21  (35件中) | 25  (27件中) | 45  (46件中) |

**④企業に対する働きかけ**

・　　公共事業発注における雇用、就業促進のため、障がい者雇用啓発リーフレットを用い、企業に対して周知啓発を実施している。

（表1-12　障がい者雇用啓発リーフレットによる周知実績）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 |
| 物品関係(社) | 約2,900 | 約3,800 | 約1,400 | 約4,700 | 約1,500 | 約5,000 | 約2,800 |
| 請負業務関係(社) | 約1,100 |
| 年度 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 |
| 物品関係(社) | 約8,500 | 約1,600 | 約7,600 | 約1,300 | 約7,400 | 約1,250 | 約7,600 |
| 請負業務関係(社) |
| 年度 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 |
| 物品関係(社) | 約1,100 | 約7,300 | 約1,100 | 約1,100 | 約7,400 |
| 請負業務関係(社) |

**⑤大阪府障がい者サポートカンパニー制度**

・　　平成26年度より、障がい者の雇用や就労支援に積極的に取り組む企業等を登録し、その取り組みを広く周知することにより、障がい者雇用への理解や働く機会を拡大するために実施。

　　　・　　登録企業へのインセンティブとして、指定管理者制度の評価への反映を実施。

（表1-13　大阪府障がい者サポートカンパニー制度の登録状況(令和４年3月31日時点)）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 |
| 登録企業数(社) | 107 | 155 | 199 | 219 | 217 | 214 | 159 | 190 |
| 顕彰企業数(社) | 5 | ４ | 4 | 5 | 4 | ５ | 5 | 4 |

　　※大阪府ハートフル企業顕彰制度

　　・　　平成15年度より全国初の表彰制度として、障がい者雇用に関わる優れた取組みを実施している事業所を表彰するために実施。平成26年度に、大阪府障がい者サポートカンパニー優良登録企業からの選考に変更。令和元年度からは公募による選考に変更し、大阪府障がい者サポートカンパニー登録企業は選考の際の加点対象としている。

（表1-14　大阪府ハートフル企業顕彰制度の応募状況等）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 |
| 応募企業数(社)※ | 63 | 67 | 59 | 36 | 39 | 24 | 27 | 20 | 31 | 39 | 36 |
| 顕彰企業数(社) | 11 | 10 | 8 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 | 5 | 4 |
| 年度 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 |
| 応募企業数(社)※ | 49 | 87 | 133 | 156 | 160 | 8 | 20 | 17 |
| 顕彰企業数(社) | 5 | 4 | 4 | 5 | 4 | 5 | 5 | 5 |

　　　※H26～H30は候補企業数(社)

**⑥大阪府子育てハートフル企業顕彰制度**

　・　　令和３年度より、母子家庭の母及び父子家庭の父（ひとり親）の雇用や子育てをしやすい職場環境づくりに積極的に取り組む企業（団体）を表彰する制度を実施。

（表1-15　大阪府子育てハートフル企業顕彰制度の応募状況等）

|  |  |
| --- | --- |
| 年度 | R3 |
| 応募企業数(社) | 2 |
| 顕彰企業数(社) | 2 |

**⑦建設工事等に係る総合評価一般競争入札等**

・　　令和３年度から、建設工事及び建設コンサルタント業務の入札に適用されている総合評価落札方式ガイドラインにおいて、「府民福祉の推進に寄与する評価項目」を追加し、府がハートフル条例を制定し推進している障がい者雇用拡大への寄与として、障がい者法定雇用率を超えている場合に評価している。

**（４）職場定着支援**

**①府有施設等清掃業務に係る総合評価入札（障がい者・就職困難者(ひとり親,生活困窮者など)）**

・　　平成15年度に全国初の取組として、大規模施設での清掃等業務発注において、評価項目に障がい者や就職困難者の雇用などの視点を盛り込んだ総合評価入札制度をモデル的に導入し、16年度以降本格実施している。

・　　大規模施設については、平成20年度より府警本部本庁舎、平成23年度より大阪府本庁舎に咲洲庁舎を加え、以降、平成26年度、平成29年度においても同様に10施設において総合評価入札を実施している。

・　なお、令和２年度に10施設を発注する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を踏まえ、令和３年10月履行開始として入札を延期した。

　（表1-16　総合評価入札制度導入施設一覧（大規模施設））

|  |  |
| --- | --- |
| 大阪府本庁舎  （咲洲庁舎含む） | 平成15年度より  （咲洲庁舎：平成23年度より） |
| 門真運転免許試験場 | 平成15年度より |
| 産業技術総合研究所  （現 産業技術研究所） | 平成16年度より |
| 府立大学　中百舌鳥キャンパス |
| 急性期・総合医療センター |
| 呼吸器・アレルギー医療センター  （現 はびきの医療センター） |
| 精神医療センター |
| 成人病センター  （現 国際がんセンター） |
| 母子保健総合医療センター  （現 母子医療センター） |
| 府警本部本庁舎 | 平成20年度より |

（表1-17　府有施設等清掃業務に係る総合評価入札における雇用実績：大規模施設）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年　度(契約期間3年)  項　目 | | H15 | H16 | H17～  20 | H20～  23 | H23～  26 | H26～  29 | H29～  R3 | R3～  R6 |
| 施設数（ヶ所） | | 2 | 9 | 9 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| 知的障がい者雇用数（人） | | 14 | 34 | 61 | 60 | 56 | 61 | 59 | 43 |
|  | 当該現場 | 14 | 34 | 44 | 45 | 46 | 46 | 49 | 43 |
| 当該現場以外 | 0 | 0 | 17 | 15 | 10 | 15 | 10 | ― |
| 就職困難者雇用数（人） | | 9 | 24 | 78 | 108 | 61 | 57 | 48 | 39 |
|  | 地域就労支援センター | 9 | 7 | 25 | 34 | 32 | 33 | 35 | 27 |
| 障害者就業・生活支援センター | 0 | 2 | 8 | 6 | 6 | 3 | 5 | 3 |
| 母子家庭等就業自立・支援センター | 0 | 3 | 1 | 2 | 2 | 0 | 0 | 1 |
| ホームレス自立支援センター | ― | 12 | 44 | 66 | 23 | 21 | 8 | 0 |
| 地域若者サポートステーション | ― | ― | ― | ― | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 生活困窮者自立相談支援機関 | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | 8 |

※雇用数は当初契約年度の数値を記載している。

（例：H26～29であれば、H26年度契約開始時の雇用者数を記載している。）

※平成29年度より、当該現場以外の施設における知的障がい者の雇用についての評価項目を変更したため、継続雇用者数は調査していない。

総合評価入札における評価点

　平成17年度より、以下のとおり公共性評価項目（福祉への配慮）の評価点を拡大させるとともに、評価項目を充実させた。

・公共性評価項目（福祉への配慮）の評価点の拡大

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | H15年度 | H16年度 | H17年度 |
| 価格評価 | | 70点 | 62点 | 50点 |
| 技術･公共性評価 | | 30点 | 38点 | 50点 |
|  | うち、福祉への配慮 | 13点 | 16点 | 30点 |

・公共性評価項目（福祉への配慮）の評価項目の充実

|  |
| --- |
| ⇒これまでの障がい者等の雇用状況（雇用率、雇用者数、定着率、雇用継続期間等）を総体的に評価する。  ⇒障がい者の継続雇用に対する考え方や雇用する就職困難者の雇用条件（勤務期間、勤務時間、保険加入等）を確認する。 |

・　　平成18年度より、就職困難者の新規雇用を広げるため、ある程度契約額が高額な物件を対象とした、中規模施設における総合評価入札を府民センターにおいて実施している。

・　　平成25年度より光明池運転免許試験場、平成26年度より府立大学羽曳野キャンパスにおいても実施している（府立中央図書館は、平成27年度、日本万国博覧会記念公園は平成30年度より指定管理者制度を導入）。

　　（表1-18　総合評価入札制度導入施設一覧（中規模施設））

|  |  |
| --- | --- |
| 平成18年度 | 北河内・南河内・泉南府民センター |
| 平成19年度 | 三島・泉北府民センター |
| 平成20年度 | 中河内府民センター |
| 平成21年度 | 北河内・南河内・泉南府民センター |
| 平成22年度 | 三島・泉北府民センター |
| 平成23年度 | 中河内府民センター、府立中央図書館 |
| 平成24年度 | 北河内・南河内・泉南府民センター |
| 平成25年度 | 三島・泉北府民センター、光明池運転免許試験場 |
| 平成26年度 | 中河内府民センター、府立大学羽曳野キャンパス |
| 平成27年度 | 北河内・南河内・泉南府民センター |
| 平成28年度 | 三島・泉北府民センター、光明池運転免許試験場、  日本万国博覧会記念公園 |
| 平成29年度 | 中河内府民センター、府立大学羽曳野キャンパス |
| 平成30年度 | 北河内・南河内・泉南府民センター |
| 令和元年度 | 三島・泉北府民センター、光明池運転免許試験場 |
| 令和２年度 | ※平成29年度に入札した２施設を実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を踏まえ、令和３年10月履行開始として入札を延期。 |
| 令和３年度 | 北河内・中河内・南河内・泉南府民センター、府立大学羽曳野キャンパス |

（表1-19　府有施設等清掃業務に係る総合評価入札における雇用実績：中規模施設）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年　度(契約期間3年)  項　目 | | H18  ～  H21 | H19  ～  H22 | H20  ～  H23 | H21  ～  H24 | H22  ～  H25 | H23  ～  H26 | H25  ～  H28 |
| 施設数（ヶ所） | | 3 | 2 | 1 | ３ | 2 | 2 | 3 |
| 知的障がい者雇用数（人） | | 3 | 2 | 1 | ３ | 2 | 2 | 3 |
| 就職困難者雇用数（人） | | 3 | 4 | 1 | ５ | 0 | 3 | 5 |
|  | 地域就労支援センター | 3 | 4 | 1 | ４ | 0 | 1 | 1 |
| 障害者就業・生活支援センター | 0 | 0 | 0 | ０ | 0 | 2 | 1 |
| 母子家庭等就業自立・支援センター | 0 | 0 | 0 | ０ | 0 | 0 | 0 |
| ホームレス自立支援センター | 0 | 0 | 0 | １ | 0 | 0 | 3 |
| 地域若者サポートステーション | ― | ― | ― | ― | ― | 0 | 0 |
| 年　度(契約期間3年)  項　目 | | H26  ～  H29 | H27  ～  H30 | H28  ～  R1 | H29  ～  R3 | H30  ～  R3 | R1  ～  R4 | R3  ～  R6 |
| 施設数（ヶ所） | | 2 | 3 | 4 | 2 | 3 | 3 | ５ |
| 知的障がい者雇用数（人） | | 2 | 3 | 4 | 2 | 3 | 3 | ５ |
| 就職困難者雇用数（人） | | 5 | 13 | 7 | 8 | 7 | 2 | 3 |
|  | 地域就労支援センター | 1 | 9 | 1 | 1 | 3 | 2 | 3 |
| 障害者就業・生活支援センター | 1 | 4 | 5 | 7 | 0 | 0 | 0 |
| 母子家庭等就業自立・支援センター | 0 | 0 | 0 | ０ | 0 | 0 | 0 |
| ホームレス自立支援センター | 3 | 0 | 1 | 0 | 4 | 0 | 0 |
| 地域若者サポートステーション | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

　　※雇用数は当初契約年度の数値を記載している。

（例：H26～29であれば、H26年度契約開始時の雇用者数を記載している。）

中規模施設における総合評価入札制度の概要

[評価項目]

・「就職困難者」の雇用を評価の中心に位置付ける。

・今後、市町村への制度の導入の拡大を推進していくため、容易に評価可能な項目の設定に努めた。

[価格評価]

・大規模施設同様に価格評価は50点とする。

・低入札調査基準価格を下回る価格で入札した場合の取り扱いは、大規模施設同様入札者から入札金額の積算内訳等を提出させて事情聴取するなどの調査を行なう。

[福祉評価]

・広く新規企業の参加を促すため、就職困難者・知的障がい者の継続雇用とともに、新規雇用を評価する。

[対象施設]

・就職困難者の新規雇用を求めることから、ある程度契約額が高額な物件を対象とする。

・今後、府が市町村へ導入の拡大を推進していくため、市町村が参考とできるような身近な施設を選定。

**②競争入札における最低制限価格の設定及び低入札価格調査制度の導入**

　　　・　　平成14年3月に地方自治法施行令が改正され、工事・製造の請負契約に限定されていた低入札価格調査制度と最低制限価格制度がすべての請負契約に拡大されることとなったことを受け、清掃業務の発注にあたっては、統一的な積算基準に基づき、標準的な使用を作成するとともに、最低制限価格の設定及び低入札価格調査を平成15年度から実施している。

**③職場環境整備等支援組織の認定**

* 令和元年度から、障がい者等の特性、事情などに配慮した働きやすい職場環境の整備等に資するため、事業主と、その雇用する障がい者等との間に立って支援する法人・団体を認定している。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 認定した法人・団体 | 認定日 |
| 障がい者分野 | 大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合 | 令和元年７月26日 |
| NPO法人 大阪精神障害者就労支援ネットワーク | 令和２年７月31日 |
| 生活困窮者分野 | 有限責任事業組合　大阪職業教育協働機構 | 令和２年７月31日 |

**２　既存資源等を活用した福祉施策の推進**

**①府営住宅のグループホーム等への提供**

　・　 大阪府障がい者計画に基づき、知的障がい者・精神障がい者等の自立を促進するため、グループホームの開設にあたり、府営住宅の提供を拡大している。

・　 入居者向け広報誌に啓発記事を掲載することなどにより、府営住宅入居者への啓発活動を継続して実施している。

（表2-1　府営住宅における知的・精神障がい者グループホームの開設実績）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | 累計 |
| ヶ所数 | 20 | 10 | 20 | 11 | 18 | 14 | 12 | 501 |
| 戸数 | 29 | 12 | 29 | 16 | 27 | 21 | 16 | 814 |

　　　　　　※累計はH10以降の開設実績（既に廃止されたものを含む。）

　　・　　昭和56年度から、車いす常用者世帯に対し、身体特性に応じ、浴槽や手すりの位置、洗面台・流し台の高さ等を調整できる車いす乗車世帯向け住宅（MAIハウス）を整備。また、車いす用出入口（スロープ等）及び専用駐車場の設置や浴室等の改善、非常用インターホン等の設置などを行う車いす乗車世帯向け改善を実施。

（表2-2　MAIハウス及び車いす常用者世帯向け改善の実施状況）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 | S56～  H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 |
| MAIハウス(戸) | 681 | 43 | 30 | 90 | 19 | 19 | 34 | 26 | 32 | 11 |
| 車いす常用者世帯  向け改善(戸) | 76 | 4 | 4 | 4 | 4 | ４ | ４ | 4 | 0 | 5 |
| 年度 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | 計 | |
| MAIハウス(戸) | 14 | 21 | 35 | 35 | 0 | 15 | 9 | 13 | 1127 | |
| 車いす常用者世帯  向け改善(戸) | 0 | 1 | 3 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 114 | |

　　・　　平成13年度及び15年度のモデル事業を踏まえ、平成15年度より、府営住宅の一部を認知症高齢者のグループホームとして活用。

　　・　　平成3年度から15年度まで、高齢単身者や高齢者2人世帯が、地域の中で自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう、市町村が福祉サービスを行うシルバーハウジングを420戸建設。

　　・　　平成14年度以降の建替えに着手する100戸以上の団地について、原則として保育所又は高齢者施設等の併設等を行うことを建替えに係る国の補助の要件とされた。社会福祉施設との併設等にあたり、できるだけ的確に社会福祉ニーズをマッチングすることができるよう、府有地の処分にあたっては一般処分に先立ち、当該市町に対して公共施設用地や社会福祉施設用地として買収意向調査を行っている。

**②府営住宅の空室を活用した取組み**

・　地元市町との連携のもと、府営住宅の空室を積極的にまちづくりに活用し、地域にくらす人々の安心を支える機能の導入を図るとともに、あわせて地域で活躍する人々の活動を支援することにより、魅力ある地域づくりや地域の活力創出に努めている。

（表2-3　府営住宅の空室活用事例(令和４年3月31日現在)）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 活用用途 | 住宅（活用開始年度） | 戸数 |
| サポート付住宅 | 槇塚台第１（H22） | ７ |
| 高齢者見守り・交流拠点等 | 松原立部（H24）、大東朋来（H24）、  御池台２丁（R１） | ３ |
| 障がい者（児）相談支援 | 茨木松ヶ本（H30） | １ |
| つどいの広場 | 寝屋川春日（H25）、茨木東奈良（H30） | ２ |
| 一時預かり | 豊中上新田（H26） | １ |
| 小規模保育 | 島本江川（H28）、交野梅ヶ枝（H29）、  堺高松（H30）、美原南余部（H30）、  高槻芝生（２戸）（H30）、高槻城東（H30） | ７ |
| 若者の職業的自立用住居 | 清滝（H29、R１） | 30 |
| 子ども・若者支援拠点 | 茨木安威（H30） | １ |
| 子ども食堂・子どもの居場所 | 茨木安威（R1） | 1 |
| 介護研修生寮 | 池田伏尾台（R1、R2、R3） | 11 |
| 課題を抱える若年女性向けシェアハウス | 茨木市内の府営住宅（R3） | 1 |

**③府営住宅における住宅困窮者への優先入居と入居後の福祉支援**

　　・　　府営住宅全戸数である約117,000戸（令和４年3月31日時点）について、毎年、総合募集、随時募集などの方法で募集している。

　　・　　そのうち総合募集においては、高齢者世帯、ひとり親世帯（母子世帯等に準じる状況にある世帯を含む）、障がい者世帯、ハンセン病療養所入所者等の世帯などを対象とした優先入居（福祉世帯向け）を設定し、新婚・子育て世帯向けを除く総合募集戸数に対する福祉世帯向けの募集割合を概ね6割程度として提供している。

（表2-4　総合募集における福祉世帯向け募集の状況）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | R1年度 | R2年度 | R3年度 |
| 総合募集戸数 | | ５,098戸 | 5,029戸 | 5,002戸 | 5,001戸 | 5,569戸 | 5,623戸 | 5,081戸 |
|  | 一般世帯向け | 1,332  (39.2%) | 1,341  (39.6%) | 1,339戸  (39.8%) | 1,335戸  (39.7%) | 1,496戸  (39.9%) | 1,508戸  (39.9%) | 1,393戸  (40.8％) |
| 福祉世帯向け | 2,070  (60.8%) | 2,043  (60.4％) | 2,027戸  (60.2％) | 2,027戸  (60.3%) | 2,258戸  (60.1%) | 2,274戸  (60.1%) | 2,019戸  (59.2％) |
| 新婚子育て・  期限付き入居他 | 1,696戸 | 1,645戸 | 1,636戸 | 1,639戸 | 1,815戸 | 1,841戸 | 1,669戸 |

　　・　　介護を必要とする高齢者及び重度身体障がい者の単身入居資格における自活要件については、政令の改正により手続等が明確化された。その結果、高齢者･重度身体障がい者の公営住宅への単身入居が可能となった。なお、公営住宅法の改正により、平成24年度から単身入居資格における自活要件については廃止した。

　　・　　公営住宅法施行令の改正により、高齢者及び身体障がい者の場合、必要な介護を受けることができれば自活要件を満たすこととなったが、知的障がい者･精神障がい者等の公営住宅への単身入居資格は当初認められていなかった。そのため、入居者資格について国に要望した結果、平成１7年12月に公営住宅法施行令が改正され、知的障がい者･精神障がい者の公営住宅への単身入居が可能となったため、平成18年度第1回総合募集（平成18年5月）から募集対象世帯としている。

　　・　　ドメスティックバイオレンス等により、婚姻関係が事実上破綻している世帯の母子の入居について検討を行い、女性相談センター、子ども家庭センター等の証明により、平成13年11月の総合募集申込者から受付を開始（平成25年度第1回募集から母子世帯等に準じる状況にある世帯に変更）するとともに、平成17年度にはＤＶ被害者が府営住宅を一時的に利用するための制度を創設し、モデル的に２戸確保している。また、平成17年12月に公営住宅法施行令が改正され、ＤＶ被害者の単身入居が可能となったため、平成18年度第1回総合募集（平成18年5月）から募集対象世帯としている。

　　・　　母子世帯を対象としていた募集を父子世帯も対象に含め「ひとり親世帯」として、平成25年度第1回総合募集（平成25年4月）から、福祉世帯向け募集の対象世帯としている。

　　・　　高齢者の生きがいづくりや健康づくりを目指し、住宅供給と福祉サ－ビスの新たな連携モデル団地の形成の検討として、高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）等を対象に、日常生活上の生活相談・指導、安否確認、緊急時の対応や一時的な家事援助等を行う生活援助員を派遣し、関係機関・関係団体等による支援体制を構築するなど、地域の実情に応じた、高齢者の安心な住まいを確保するための事業を実施している。

**④府有施設の就労支援に係る取組への提供（こさえたんショップ）**

　・　　福祉施設で働く障がい者の工賃水準の向上を目標とする「大阪府工賃向上計画」を策定し、同計画に基づき、障がい者就労施設等で生産された製品の販路開拓や業務の受注拡大等を中心とする様々な取組みを実施している。

　・　　平成21年11月より、庁内スペースを活用し、障がい者就労施設等で製造したパン等の販売機会を提供している。

・　　平成29年4月から、府庁別館１階にパン、雑貨などを販売するショップ『福祉のコンビニ　こさえたん』をオープン。

・　　令和3年1月より、福祉部（福祉総務課・障がい福祉室のみ）にて、こさえたんの置き菓子販売開始。

・　　令和3年11月より、施設外就労を実施している。

○店　　名：「福祉のコンビニ　こさえたん」

○場　　所：大阪府庁別館1階（府庁内郵便局横）

※平成29年3月末までは、府庁本館１階において、「まちのパンやさん」として実施

○販売品目：パン、弁当、焼き菓子、雑貨等

○営業日等：毎週月～金曜日（祝日休み）11時～17時

　　　　　　　　　※午前11時30分から午後1時30分までの間については、障がい者就労施設等で働く障がい者が直接販売を行う就労訓練の場として活用

（表2-5　庁内スペースを活用した障がい者就労施設等の製品販売実績）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 | H21 | H 22 | H 23 | H24 | H25 | H26 | H27 |
| 参加施設数 | 14 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 10 |
| 年間売上高(円) | 3,701,040 | 7,278,820 | 6,052,110 | 5,197,965 | 4,274,145 | 3,312,905 | 2,267,855 |
| 年度 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 |
| 参加施設数 | 10 | 40 | 59 | 76 | 77 | 77 |
| 年間売上高(円) | 1,715,040 | 8,706,173 | 8,836,881 | 8,235,255 | 9,866,482 | 13,085,362 |

※外販（イベント等）による販売実績も含む

**⑤大阪府障がい者優先調達推進方針に基づく物品等購入**

　・　　随意契約制度を活用した障がい者就労施設等からの調達拡大のため、「障がい者就労施設等からの物品等の調達に関する取扱指針」を作成し、障がい者就労施設等からの調達の促進を図っている。

・　　平成25年4月に、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法　律」（障害者優先調達推進法）が施行され、本府においても、毎年度「大阪府障がい者優先調達推進方針」策定・公表し、調達推進方針に定める調達目標の達成に向け、調達の促進に取組んでいる。また、障がい者就労施設等に対する官公需発注の配慮について、国からの通知に基づき、機会あるごとに庁内及び市町村関係部長宛に周知を行なっている。

（表2-6　障がい者優先調達推進方針に基づく物品等購入実績）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 | H12 | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 |
| 発注件数（件） | 21 | 61 | 101 | 101 | 190 | 180 | 139 | 124 |
| 発注金額(千円） | 12,453 | 20,092 | 64,222 | 44,965 | 40,456 | 46,364 | 37,807 | 49,745 |
| 年度 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 |
| 発注件数（件） | 88 | 114 | 143 | 324 | 319 | 330 | 440 | 533 |
| 発注金額(千円） | 21,291 | 19,312 | 23,923 | 41,214 | 58,555 | 146,972 | 156,833 | 164,983 |
| 年度 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 |
| 発注件数（件） | 677 | 631 | 682 | 645 | 521 | 554 |
| 発注金額(千円） | 168,712 | 170,606 | 174,307 | 176,036 | 193,762 | 178,194 |

地方自治法施行令改正の概要

平成16年11月の改正では、契約額にかかわらず随意契約できる範囲に障がい者就労施設等から物品等を調達する場合が追加され、平成20年3月の改正では、障がい者就労施設等からの役務の提供を受ける契約を行う場合も追加された。さらに、平成27年4月の改正では、認定生活困窮者就労訓練施設で製作された物品を調達する場合及び当該施設から役務の提供を受ける場合が追加された。

具体的には、下記の障がい福祉施設等から随意契約で物品等の購入及び役務の提供を受けることが可能となった。（地方自治法施行令167条の2）

・障がい者支援施設

・地域活動支援センター

・障がい福祉サービス事業を行う施設

（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）

・小規模作業所

・認定生活困窮者就労訓練施設　等

大阪府財務規則改正の概要

地方自治法施行令に定める随意契約を行う際の公表手続き等を追加し、平成17年7月1日に施行した。

なお、規則に定める公表等の手続きについては、福祉部障がい福祉室自立支援課が一括してホームページ掲載等の方法により行う。（契約の相手方が認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設、シルバー人材センター連合、シルバー人材センター、母子福祉団体であるものを除く）

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に定める

障害者支援施設等に準ずる者の認定

平成29年12月に地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に定める障害者支援施設等に準ずる者の認定基準を定めた。

これにより、これまで同号の対象とされていなかった障がい者を多数雇用している特例子会社や、障がい者就労施設にあっせん・仲介をする共同受注窓口等と随意契約が可能となり対象範囲が拡大した。

**３　その他の施策**

**①IT関連業務のアウトソーシング**

　・令和元年11月に夕陽丘高等職業技術専門校内に移転した大阪府ITステーションでは、IT関連業務を在宅で担う、障がい者テレワーカーの養成及び技術支援などを行うことで、障がい者の在宅就労の促進を図り、令和３年度は９名が訓練講座を受講し、うち３名が修了した。

・訓練講座を修了したテレワーカー９名のうち２名が、在宅就業支援団体として厚生労働省の認定を受けた社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会に登録。

・なお、府では、IT関連業務の一部を在宅障がい者の就労支援を目的にアウトソーシングし、テレワーカーが登録している当該認定支援団体に委託することで自立を促進するための支援を実施している。

大阪府ITステーションの概要

大阪府ITステーションは、障がい者がITを活用して就労できるよう情報提供機能や相談支援機能を備え、就労をめざす障がい者と障がい者雇用を検討する企業をマッチングする役割を持つ「障がい者の雇用・就労支援拠点」である。

[住所]：大阪市天王寺区上汐４丁目4-1

[規模]：夕陽丘高等職業技術専門校1階（一部）及び2階、延床面積885.77㎡、

配置パソコン数約70台。

※平成30年度から、在宅での就業機会の拡大のため、テレワーク業務などのIT関連業務を受　注し、在宅就業を希望する障がい者へ分配する業務等を厚生労働省の認定を受けた在宅就業支援団体である社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会に委託し、自立を促進するための支援を実施している。

（表3-1　府のIT関連業務の発注件数及び発注額）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 |
| 業務件数(件) | 6 | 7 | 21 | 24 | 39 | 36 |
| 発注額(千円) | 46,311 | 70,280 | 31,337 | 21,927 | 41,191 | 58,380 |
| 年度 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 |
| 業務件数(件) | 37 | 72 | 97 | 146 | 149 | 86 |
| 発注額(千円) | 58,751 | 31,977 | 26,173 | 25,731 | 16,200 | 17,484 |
| 年度 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
| 業務件数(件) | 129 | 139 | 194 | 229 | 205 | 154 |
| 発注額(千円) | 8,692 | 8,288 | 8,649 | 9,016 | 6,559 | 5,643 |
| 年度 | R1 | R2 | R3 |
| 業務件数(件) | 148 | 53 | 119 |
| 発注額(千円) | 5,762 | 1,808 | 4,676 |

（注）平成13,14年度は雇用基金による委託を含む。

**②行政の福祉化推進会議**

　　・　　大阪府のすべての部局が福祉を基本に据えた各種施策の立案、推進に取り組み、障がい者やひとり親家庭の父母などの自立支援や雇用、就業機会の拡充などにつなげる「行政の福祉化」を進めるため、行政の福祉化推進会議を設置し、各部局の取組状況等について意見交換等を実施。

　　（表3-2　行政の福祉化推進会議開催実績）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | 開催日 | 主な議題 |
| H15 | H15.7.11 | ・行政の福祉化推進会議と行政の福祉化推進員について  ・清掃業務における総合評価入札制度（総合評価方式）の実施について  ・知的障がい者（非常勤）による府出先機関での清掃の取り組みについて  ・平成15年度の主な取り組みについて　等 |
| H15.9.12 | ・障がい者ＩＴサポートセンターへの業務発注について  ・母子家庭の母等の就労支援について　等 |
| H16 | H16.6.3 | ・平成16年度行政の福祉化推進員について  ・平成15年度の取り組み状況及び平成16年度の取り組み目標について |
| H16.9.27 | ・指定管理者制度の導入における行政の福祉化の考え方について  ・公の施設における建物等清掃業務の発注状況について　等 |
| H17 | H17.6.20 | ・指定管理者制度導入にあたっての行政の福祉化について  ・知的障がい者・就職困難者等の今後の方向性について  ・平成16年度の取組状況及び平成17年度の取り組み目標について　等 |
| H18.2.14 | ・指定管理者制度の導入の状況（行政の福祉化関係について  ・行政の福祉化取り組み状況調査及び進捗状況報告書について  ・知的障がい者・就職困難者等の非常勤事務職員の雇用について 等 |
| H18 | H18.7.28 | ・指定管理者制度における行政の福祉化関連項目の履行について |
| H19.2.29 | ・指定管理者制度導入施設における行政の福祉化への取組状況について  ・『「行政の福祉化」の取組み状況について（報告）（案）』の改訂について  ・知的障がい者・就職困難者等の非常勤事務職員の雇用について 等 |
| H19 | H19.5.11 | ・指定管理者制度における行政の福祉化関連項目の履行について  ・就労訓練の実施場所の提供に係る清掃業務発注について  ・庁内における授産製品の活用及びＩＴ関連業務の発注による障がい者の就労支援について  ・知的障がい者・母子家庭の母などの非常勤事務職員の雇用について |
| H20 | H20.7.3 | ・総合評価入札制度及び指定管理者制度の評価項目の見直しについて |
| H21 | H21.7.7 | ・今後の「行政の福祉化」の進め方及び検討課題について |
| H22.2.9 | ・「行政の福祉化」の取組みについて（10年間の主な取組み事業の総括） |
| H22 | H22.7.16 | ・指定管理者制度における審査基準の見直しなど |
| H23 | H23.11.11 | ・指定管理者制度マニュアルの改訂等について  ・行政の福祉化HPについて  ・ハートフルオフィスの取組について  ・母子家庭の母の非常勤雇用について |
| H24 | H24.9.4 | ・市町村及び法人への普及拡大の取組について  ・国社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会の動向について |
| H24.12.12 | ・公務労働検討チームの設置について  ・障害者優先調達推進法について  ・母子家庭の母の非常勤雇用について |
| H25 | H25.9.18 | ・「平成24年度行政の福祉化取組状況（報告）」について  ・公務労働検討チームの検討状況について  　①大阪府における障がい者雇用  ②今後のハートフルオフィスのあり方  ・「障害者優先調達推進法」に基づく調達方針の策定等について  ・ひとり親家庭の就業支援に関する特別措置法の対応について  ・「行政の福祉化」の今後の方向性検討について |
| H26 | Ｈ27.3.27 | ・「平成25年度行政の福祉化取組状況（報告）」の策定について  ・「生活困窮者自立支援法」における事業について  ・「行政の福祉化」の今後の方向性検討について  ・指定管理者施設における清掃現場就業障がい者の雇用について |
| H27 | 開催なし | 開催なし |
| H28 | H28.7.29 | ・「平成26年度行政の福祉化取組状況（報告）」の策定について  ・「行政の福祉化」これまでの取組の検証と今後の方向性について |
| H29 | H29.5.15 | ・行政の福祉化の今後の方向性について  ・「平成28年度行政の福祉化取組状況（報告）」の作成依頼について |
| H29.8.8 | ・大阪府社会福祉審議会行政の福祉化推進検討専門部会について |
| H29.12.20 | ・平成28年度「行政の福祉化」の取組状況について  ・第3回大阪府社会福祉審議会行政の福祉化推進検討専門部会について |
| H30 | H30.5.10 | ・大阪府社会福祉審議会行政の福祉化推進検討専門部会提言について  ・平成29年度「行政の福祉化」の取組状況について |
| H30.11.12 | ・行政の福祉化に係る条例の検討について |
| H30.11.30 | ・ハートフル条例の改正案（行政の福祉化関係）について  ※ハートフル条例推進会議と合同開催 |
| H30.12.25 | ・条例改正検討状況等の説明について |
| R1 | R2.1.23 | ・ハートフル条例改正後の取組内容について |
| R2 | R3.2.22 | ・支援組織認定等審議会の審議状況、公契約の活用等について |
| R3 | R4.3.28 | ・行政の福祉化の検討課題、支援組織認定等審議会の審議状況について |

**③市町村等への普及啓発**

　　・　　行政の福祉化の取組みについて、様々な機会をとらえ周知啓発を実施している。

（表3-3　市長会・町村長会を通じた普及啓発）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年度 | 開催日 | 会議名 | 説明概要 |
| H16 | H16.7.12 | 福祉合同主担者会議 | 行政の福祉化の取組み  ～府の清掃業務を活用した平成16年度総合評価一般競争入札制度の実施結果について～ |
| H17 | H17.7.11 | 福祉合同主担者会議 | 府の清掃業務を活用した平成17年度総合評価一般競争入札制度の実施について  指定管理者募集にかかる行政の福祉化について |
| H18 | H18.9.11 | 福祉合同主担者会議 | 行政の福祉化の取組み状況について |
| H18.10.13 | 人権部長・人権主担者会議 | 行政の福祉化の取組み状況について |
| H19 | H19.11.12 | 福祉合同主担者会議 | 行政の福祉化の取組み状況について |
| H19.11.16 | 定例市長会議 | 大阪府における行政の福祉化の取組みについて |
| H19.11.21 | 定例町村長会議 | 大阪府における行政の福祉化の取組みについて |

（表3-4　市町村ブロック別説明会の実施〔～平成20年度〕）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 地域名 | 開催場所 | 開催日 | 出席者 |
| 三島・豊能 | 三島府民  センタービル | H17.11.7 | 出席者  府：福祉総務課、自立支援課、労政課、  雇用対策課、契約局  市町村：福祉担当課、労働担当課、  契約担当課、人権担当課  主な説明内容  「清掃業務に係る総合評価入札制度について  -府の取組事例-」   1. 行政の福祉化について 2. 清掃業務に係る総合評価入札制度について 3. 大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合(エル・チャレンジ)について 4. 地域就労支援事業について　　等 |
| H18.11.8 |
| H19.11.29 |
| H20.11.17 |
| 中･南河内 | 東大阪市役所 | H17.11.8 |
| 南河内府民センタービル | H18.11.10 |
| H19.11.28 |
| H20.11.19 |
| 泉南･泉北 | 泉南府民  センタービル | H17.11.9 |
| H18.11.13 |
| H19.11.27 |
| H20.11.19 |
| 北河内 | 北河内府民  センタービル | H17.11.9 |
| H18.11.13 |
| H19.11.26 |
| H20.11.17 |

（表3-5　市町村説明会の実施〔平成21年度～〕）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年度 | 開催日 | 主な説明内容以外の説明 | 出席者 |
| H21 | H21.11.27 | ・ハートフル条例について  ・市町村での取り組みについて（松原市）  ・工賃倍増計画推進事業について | 府：  福祉総務課、自立支援課、  労政課、雇用対策課、  契約局  市町村：  福祉担当課、労働担当課、  契約担当課、人権担当課 |
| H22 | H22.12.21 | ・ハートフル基金、税制等について  ・市町村での取り組みについて（豊能町）  ・障がい者の就労支援について |
| H23 | H23.12.9 | ・障がい者雇用ナンバー１に向けた取組の状況  ・ハートフルオフィス等について  ・指定管理者制度について  ・ハンセン病問題について |
| H24 | H24.11.26 | ・総合評価入札制度の概要  ・障がい者雇用ナンバー１に向けた取組の状況と法定雇用率引上げ等国の動向について  ・ハートフルオフィス等について  ・指定管理者制度について  ・障害者優先調達推進法について | 府：  福祉総務課、自立支援課、  労政課、雇用対策課、  契約局  市町村：  政策企画担当課、  福祉担当課、労働担当課、  契約担当課、人権担当課 |
| H25 | Ｈ26.1.26 | ・「行政の福祉化」の取組概要について  ・総合評価一般競争入札制度について  ・就職困難者雇用等について  ・障がい者雇用の現状と障がい者雇用ナンバー  １に向けた取組みの状況について  ・ハートフルオフィス等について  ・指定管理者制度について |

（表3-6　個別の市町村への働きかけ）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年度 | 対象団体 | 実施日 | 内容等 |
| H22 | 池田市 | H22.5.28他 | 総合評価一般競争入札制度の導入等について |
| H23 | 泉佐野市 | H24.2.7 |
| 泉南市 | H24.3.26 |
| H24 | 羽曳野市 | H24.10.24 |
| H25 | 和泉市 | H25.10.31 |
| R1 | 吹田市 | R2.1.28 | 公的施設の清掃業務による就労訓練等について |

（表3-7　法人等への働きかけ）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年度 | 対象団体 | 開催日 | 内容等 |
| H23 | (財)大阪府育英会 | H24.1.30 | 府の「行政の福祉化」の取組説明及び類似した取り組み導入について |
| 大阪高速鉄道(株) | H24.2.9 |
| H24 | 府内社会福祉法人  （法人監査説明会） | H24.6.22 |
| 府出資法人等  人権研修推進協議会 | H25.2.4 |
| H25 | 府内社会福祉法人  （法人監査説明会） | H25.6.18 |
| 府出資法人等  人権研修推進協議会 | H26.2.19 |
| H26 | 府内社会福祉法人  （法人監査説明会） | H26.６.20 |
| H27 | 府内社会福祉法人  （法人監査説明会） | H27.6.19 |
| H28 | 府内社会福祉法人  （法人監査説明会） | H28.6.17 |
| H29 | 府内社会福祉法人  （法人監査説明会） | H29.6.23 |
| H30 | 府内社会福祉法人  （法人監査説明会） | H30.6.23 |
| R1 | 府内社会福祉法人  （法人監査説明会） | R1.6.20 |
| R2 | 府内社会福祉法人  （法人監査説明会） | R2.5.26 | 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため説明会に代えて、ホームページに行政の福祉化のURLを掲載。 |
| R3 | 府内社会福祉法人  （法人監査説明会） | － | 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ホームページに行政の福祉化資料と読み上げ動画を掲載。 |

**４　過去の実施施策等**

**①小規模府有施設における非常勤モデル雇用（障がい者）（平成15年度から27年度）**

・　　平成15年度から27年度まで、府の出先機関（池田保健所、池田・中央子ども家庭センター、17年度からは、岸和田子ども家庭センターも追加）の清掃業務で、就労訓練を就労した知的障がい者を非常勤雇用として雇用した。

（表4-1　小規模府有施設における非常勤モデル雇用実績）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 |
| 雇用者数(人) | 3 | 3 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 3 | 4 | 3 |

**②緊急雇用創出基金事業及びふるさと雇用再生基金事業の活用（平成21年度から27年度）**

・　　国からの交付金を活用して、平成21年度から27年度まで、「緊急雇用創出基金事業」と「ふるさと雇用再生基金事業」を実施し、就職困難者の雇用促進を図った。

◆緊急雇用創出基金事業の概要

・　　若年非正規労働者等の失業者に対して、次の雇用までの短期の雇用・就労機会を創出・提供する等の事業を実施し、これらの者の生活の安定を図った。

◆就職困難者の雇用促進

・　　就職困難者の雇用・就業を促進するため、事業の採択に際しては、就職困難者を雇用する事業の優先順位を高めるなどの誘導等を実施した。

◆障がい者雇用の促進

・　　特に雇用環境の厳しい障がい者に関しては、基本方針（※）において、「新規雇用予定者の3.6%（平成21年当時の法定雇用率1.8％の2倍）の雇用・就業をめざす。」ことを目標として設定し、障がい者雇用の促進に努めた。

◆新規雇用労働者の安定雇用についての働きかけ

・　　雇用基金事業では、受託した事業主に対し、安定雇用（正社員または１年以上の契約社員）の促進について働きかけを行い、事業終了後の同一事業所での継続的な雇用の促進や、他事業所での就職の支援・あっせんを行うなど、就職支援に努めた。

◆求人情報の提供の充実

・　　基金事業の求人情報ついては、ハローワークの積極的な活用に加え、府においても、「雇用基金事業による求人情報」のホームページを開設し、一元的でわかりやすい情報提供に努めた。

・　　また、就職困難者の求人については、ハローワークへの情報提供と合わせて、OSAKAしごとフィールドや障害者就業・生活支援センター、大阪府母子家庭等就業・自立支援センター等を活用して行うよう勧奨するなどし、就職困難者の利便性の向上を図った。

◆市町村への働きかけ

・　　雇用基金事業は、基本方針（※）に基づき、府と市町村が連携・協力して一体的に行うこととしており、就職困難者の雇用促進、及び障がい者の雇用機会の拡大を図るよう、機会あるごとに働きかけを行った。

　※ふるさと雇用再生基金事業及び緊急雇用創出基金事業に係る基本方針（平成21年２月策定）

**③人権の視点に立った制度検討会の設置（平成17年度から24年度）**

・　　全国的に行財政改革の推進や効率性を追求する様々な取組が進められている中、入札契約業務の改善等について、全国に先駆けて行政の福祉化や人権尊重の視点を導入し、障がい者や母子家庭の母等の就職困難者の雇用・就労機会の創出や自立支援につなげる取組を総合評価一般競争入札制度や指定管理者制度に反映するなどの取組みをさらに進めるため、庁内関係課による検討の成果を踏まえ、各制度の充実を図っていくことを目的として実施した。

**④大阪版市場化テストにおける就業困難者雇用評価**（平成19年度から30年度）

・　　 大阪版市場化テストの対象業務として民間開放が決まった業務を発注する際、障がい者法定雇用率や各種就労支援事業を活用した雇用などを事業者の選定にあっての行政の福祉化関連項目として審査基準に盛り込んだ。

（表4-2　大阪版市場化テストにおける就業困難者雇実績）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 |
| 雇用者数(人) | １ | ３ | ７ | ８ | 3 | ３ | ４ | ４ | ４ | ２ | 2 | 3 |

（表4-3　市場化テストの実施状況(平成30年10月31日時点)）

|  |
| --- |
| 委託業務名 |
| 職員研修業務 |
| 建設業許可・宅建業免許申請受付等業務 |
| 自動車税コールセンター等業務 |
| 税務窓口業務等 |
| 監査業務 |
| 府立図書館管理運営業務 |
| 府営住宅家賃催告・債権回収業務 |

**５　参考資料**

1. **指定管理者公募における募集要綱 記載内容**

（公の施設の指定管理者制度に係る運用マニュアル（令和４年7月現在）より抜粋）

|  |
| --- |
| **４．募集に際しての基本条件**   1. **申請者資格**   **～略～**   1. **管理者として果たしていただくべき責務**   エ　公正採用への対応  「大阪府公正採用選考人権啓発推進員設置要綱」又は「大阪労働局公正採用選考人権啓発推進員設置要綱」に基づき、一定規模の事業所において「公正採用選考人権啓発推進員」を設置していない場合は、対応をしていただきます。  《一定規模の事業所とは》  ① 常時使用する従業員数が25人以上の事業所  ② ①の他知事又は公共職業安定所長が適当と認める事業所  オ　人権研修の実施  指定管理者は、○○センターの管理運営業務に関し、業務に従事する者が人権について正しい認識をもって業務を遂行できるよう、人権研修を行ってください。 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **７．指定管理者の選定**  《審査基準》  平等利用の確保をもとに、効果的効率的な管理運営の具体策を審査します。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 評価方針 | 評価項目 | 点　数 | | 平等利用が確保されるよう適切な管理を行うための方策  【○○点】 | ①施設の設置目的及び管理運営方針 | ○○ | | ②平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果 | ○○ | | その他管理に際して必要な事項  【１０点】 | ○府施策との整合  ・府・公益事業協力等　　　　　 　１点  ・行政の福祉化　　　　　　　　　　　6点  　　　就職困難層への雇用・就労支援（２点）  　　　障がい者の実雇用率　　　　　　　（１点)  　　　知的障がい者等の現場就業状況（3点）  ・府民、ＮＰＯとの協働　　　　　　1点  ・環境問題への取組み　　　　　　 ２点 | １０点 |   **◆府施策との整合のうち行政の福祉化にかかる就職困難層への雇用・就労支援（２点）について**  配点の内訳は下表のとおりとします。   |  |  | | --- | --- | | ア  ・地域就労支援センター  ・障害者就業・生活支援センター  ・大阪府母子家庭等就業・自立支援センター【注１】  利用証明書の  提出  ・ホームレス自立支援センター  ・地域若者サポートステーション【注２】  ・生活困窮者自立相談支援機関  ・大阪ホームレス就業支援センター  ・大阪保護観察所長による雇用証明書【注３】の提出  により、就職困難者の雇用を評価する。  ・（一社）おおさか人材雇用開発人権センター（C-STEP）への加入、大阪府障がい者サポートカンパニー又は大阪府障がい者サポートカンパニー優良企業としての登録、大阪保護観察所への協力雇用主としての登録【注３】 | 雇用者1名　　　　　⇒　０点  雇用者１名＋C-STEP加入、障がい者サポートカンパニー等の登録、又は協力雇用主としての登録  　　　　　⇒　１点  雇用者２名　　　　　⇒　１点  雇用者２名＋C-STEP加入、障がい者サポートカンパニー等の登録又は協力雇用主としての登録  　　　　　⇒　２点  雇用者３名以上　　⇒　２点  （以上、２点を上限） | | イ  ・上段の雇用に際して、職場環境整備等支援組織（障がい者分野、生活困窮者分野）を活用して支援を行う場合 | アの点数に1点を加算 | | 但し、アとイ併せて２点を上限とする。 | |   ➣就職困難者の雇用については、原則として指定管理者の構成員による雇用としますが、雇用を予定する場合も可とします。  （既存で雇用されている場合は、令和○○年○月○日（公告日から遡って3年前の日）以降に雇用され、申請日時点で在職している方を対象とします。また、今後雇用予定の場合、指定期間の初日から7月を経過する日までに履行することが必要です。なお、実際の雇用にあたり、活用予定のセンターの変更は可とします。）  ➣各センターの利用証明は、各センターに登録されている方を対象として発行されます。  ➣就職困難者の雇用は、常用雇用労働者を対象とし、臨時的又は一時的に雇用する方を除きます。  なお、常用雇用労働者とは、次の条件をすべて満たす労働者をいいます。  　・1週間あたりの労働時間が30時間以上であること。  　・雇用期間の定めがなく雇用されていること。又は、一定の雇用期間を定めて雇用されており、その雇用期間が反復更新されていること。（すなわち、過去１年を超える期間について引き続き雇用されていること、又は雇入れの時から１年を超えて引き続き雇用されると見込まれること）  　・各種保険制度（労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険、介護保険など）に加入していること。  ➣なお、複数の法人等がグループを構成して申請する場合、Ｃ－ＳＴＥＰへの加入、サポートカンパニー等への登録及び大阪保護観察所への協力雇用主としての登録は、全ての構成員に対して求めるものではありません。また、申請時点での加入状況及び登録状況を評価するものとします。  【注１】採用時、大阪市又は堺市在住のひとり親家庭の親を雇用された場合は、各市のセンターで利用証明書を発行しますので、まずは府にお問い合わせください。  【注２】地域若者サポートステーションの利用者については、1年以上未就業の状態にあり、地域若者サポートステーションが推薦する者を対象とする。  【注３】大阪保護観察所長による雇用証明書及び大阪保護観察所への協力雇用主としての登録については、いずれも協力雇用主の登録・保護観察対象者等の雇用に関する証明書（様式第7号）の提出が必要。  〇参考  ・（一社）おおさか人材雇用開発人権センター（C-STEP）：大阪府が実施する「就職困難者に対する就労支援事業」及び「企業に対する支援学校等生徒の雇用支援事業」の補助事業者。  　　詳しくは：<https://www.c-step.or.jp/info01.html>  ・大阪府障がい者サポートカンパニー等：障がい者の雇用や就労支援に積極的に取組む企業及び団体等を登録する制度。詳しくは：  <http://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/syuuroushien/syougaisyasapo-tokan.html>  　 ・大阪保護観察所への協力雇用主としての登録：保護観察対象者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主として大阪保護観察所に登録するもの。  詳しくは：<http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo_k_osaka_osaka.html>  ➣職場環境整備等支援組織(障がい者分野、生活困窮者分野)の具体的内容は以下のとおりです。  ＜障がい者分野＞  就職困難者の新規または継続雇用にあたり、『支援組織（障がい者分野）の活用』をご提案いただく場合、支援組織の活用とは、次の（１）～（３）に示す職場定着などについて、事業主が支援組織に支援を求めることを指す。  （１）職場のアセスメント  雇用現場の確認（雇用環境や支援体制等）、職務分析、担当業務の切出し及び組立て  （２）ジョブマッチング（新規雇用提案の場合）  採用スケジュール、雇用前実習の実施、受入環境の整備等  （３）定着支援  職場に慣れるまでの間の支援、支援機関（送出し機関）との連携方策、一定期間経過後の支援、  課題発生時の対応、支援員の配置等  ※障がい者分野の職場環境整備等支援組織は、生活困窮者自立支援機関を除く各センター利用者のうち、「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）」第２条に規定するものに限る。  ＜生活困窮者分野＞  生活困窮者自立支援制度に基づき自治体に設置された自立相談支援機関の利用者について採用等の就労にかかわる諸活動を支援する。  （１）職場のアセスメント  雇用現場の確認（雇用環境や支援体制等）、職務分析、担当業務の切出し及び組立て  （２）ジョブマッチング（新規雇用提案の場合）  採用スケジュールの作成、受入環境の整備、就労希望者向け仕事説明会等の開催、採用予定者向け就労準備（体験等）の調整・実施等  （３）定着支援  自立相談支援機関と連携した支援の調整（職場に慣れるまでの間の支援、一定期間経過後の支援、課題発生時の対応等）、共に働く従業者への研修等実施等  　（４）その他の支援  「訓練付き就労」を行う就労訓練事業所に関する認定取得など就労分野における社会貢献に取り組む場合の支援  ※生活困窮者分野の職場環境整備等支援組織は、生活困窮者自立支援機関からの就職者のみが対象 |

|  |
| --- |
| 就職困難者への雇用・就労支援について、提案いただく場合、以下の取組みをお願いします。  ・毎年度４月１日現在の就職困難者の雇用実績について、「就職困難者雇用実績報告書」を４月１日経過後速やかに提出すること。  ・また、年度途中において、就職困難者の雇用状況の変更（退職、採用等）があった場合は、「就職困難者雇用実績報告書」により、速やかに報告すること。  ・就職困難者を新たに雇用する場合は、センター利用証明書又は協力雇用主の登録・保護観察対象者等の雇用に関する証明書を提出すること。  ・新規雇用及び継続雇用において、職場環境整備等支援組織を活用する場合は、最優先交渉権者（指定管理候補者）となった時点から、職場環境整備等支援組織を活用して、雇用に向けた調整を始めること。  ・優先交渉権者に決定したら速やかに、〈障がい者分野〉の場合は、福祉部障がい福祉室自立支援課就労・ＩＴ支援グルー  プへ、〈生活困窮者分野〉の場合は、福祉部地域福祉推進室地域福祉課企画推進グループへ、職場環境整備等支援組  織を活用することを連絡すること。  なお、支援内容について、職場環境整備等支援組織活用実績報告書により毎年度報告すること。  **◆障がい者の実雇用率（1点）について**  ・令和○○年6月1日現在（応募書類の提出期限の直前の6月1日現在とすること（6月2日から7月14日までに提出期限を設定する場合は、前年の6月1日現在とすること））で、障がい者雇用率（法定雇用率）を超えている場合に1点付与します。また、複数の法人等がグループを構成して応募する場合は、全ての構成員の実雇用率が障がい者雇用率を超えている場合に1点付与します。現在の民間企業の法定雇用率は2.3％であるため、実雇用率が2.3％以下であれば0点となります。  ※申請者が特例子会社等（障害者の雇用の促進等に関する法律第44条から第45条の3までの規定により、その雇用する労働者について、法44条第1項に規定する親事業主、法第45条の2第1項に規定する関係親事業主又は法第45条の3第1項に規定する特定組合等（以下「親事業主等」という。）のみが雇用する労働者とみなされる事業主）である場合は、親事業主等の実雇用率を記載してください。  **◆知的障がい者等の現場就業状況（3点）の取扱いについて**  ※「知的障がい者等」とは、知的障がい者及び精神障がい者をいいます。   1. **現在、知的障がい者等の雇用がない（0人）の施設の場合（新設施設を含む）】**   ア　新たに知的障がい者等を雇用する場合、１人を雇用するにつき１点を付与する。  ただし、２点を上限とする。  ・清掃あるいはその他の業務で雇用すること。なお、雇用環境については、1週間あたりの労働時間が30時間以上、各種保険加入を原則とする。ただし、本施設においては、１週間あたりの総労働時間について、○時間を満たすことでも可とする。  **【②現在、知的障がい者等の雇用が１人の施設の場合】**  ア　現に就業中の知的障がい者等の雇用を継続する場合は１点付与する。  ・現就業者に継続雇用の希望がある場合は、継続雇用を行うこと  ・現就業者に継続雇用の希望がない場合は、現行と同様の体制を維持し、新規雇用すること。  ※「現行と同様の体制を維持する提案」の内容については、現行の週の総労働時間を維持しているかどうかで判断する。ただし、現行で1週間あたりの労働時間が３０時間以上・各種保険加入の雇用者がいる場合は引き続き1週間あたりの労働時間が３０時間以上・各種保険加入の雇用環境を維持すること。  イ　アに加え、新たに知的障がい者等を雇用する場合は、1点付与する。  ※アについての提案がない場合は加点対象となりません。  ・現に就業中の者に加え、新たに知的障がい者等を現場で雇用する場合、清掃あるいはその他の業務で雇用すること。なお、雇用環境については、1週間あたりの労働時間が30時間以上、各種保険加入を原則とする。ただし、本施設においては、１週間あたりの総労働時間について、○時間を満たすことでも可とする。  **【③現在、知的障がい者等の雇用が２人以上の施設の場合】**  ア　現に就業中の知的障がい者等を、全員継続して雇用する場合は２点付与する。  ただし、現就業者が継続雇用を希望しない場合には、現就業者と同様の体制を維持し、現就業者数と同数となるよう新規雇用することとする。  ※「現就業者と同様の体制を維持する提案」の内容については、現行の週の総労働時間を維持しているかどうかで判断する。ただし、現行で1週間あたりの労働時間が３０時間以上・各種保険加入の雇用者がいる場合は、引き続き1週間あたりの労働時間が３０時間以上・各種保険加入の雇用環境を維持すること。 |

|  |
| --- |
| **【以下については、①～③のいずれかにかかわらず、共通で記載すること】**  イ*（またはウ）*職場環境整備等支援組織（障がい者分野）を活用し、知的障がい者等の職場定着等を支援する場合は1点付与する。  ・知的障がい者等の新規または継続雇用にあたり、『支援組織（障がい者分野）の活用』をご提案いただく場合、支援組織の活用とは、次の（１）～（３）に示す職場定着などについて、事業主が支援組織に支援を求めることを指す。  　　 （１）職場のアセスメント  雇用現場の確認（雇用環境や支援体制等）、職務分析、担当業務の切出し及び組立て  （２）ジョブマッチング（新規雇用提案の場合）  採用スケジュール、雇用前実習の実施、受入環境の整備等  （３）定着支援  職場に慣れるまでの間の支援、支援機関（送出し機関）との連携方策、  一定期間経過後の支援、課題発生時の対応、支援員の配置等  **知的障障がい者等の現場就業について、提案いただいた場合、以下の取組みをお願いします。**  ・毎年度4月1日現在の知的障がい者等の現場就業の状況について、「知的障がい者等の現場就業状況実績報告書」を4月1日経過後速やかに提出してください。  ・また、年度途中における雇用状況の変更（退職、採用等）があった場合は、「知的障がい者等の現場就業状況実績報告書」により、速やかに報告してください。  ・新規雇用及び継続雇用において、職場環境整備等支援組織を活用する場合は、最優先交渉権者（指定管理候補者）となった時点から、職場環境整備等支援組織を活用して、雇用に向けた調整を始めてください。  ・優先交渉権者に決定したら速やかに、職場環境整備等支援組織（障がい者分野）を活用することについて、福祉部障がい福祉室自立支援課就労・ＩＴ支援グループへ連絡してください。  ・支援内容について、「職場環境整備等支援組織活用実績報告書（知的障がい者等の現場就業）」により毎年度報告してください。  ➣なお、就職困難層への雇用・就労支援と知的障がい者等の現場就業状況に関し、同一人物を重複して提案することは認めません。  ➣新たに雇用する場合は、指定期間の初日から7月を経過する日までに履行してください。  （略） |

**②大阪版市場化テストにおける委託仕様書案（抜粋）及び選定基準（抜粋）**

|  |
| --- |
| 【委託仕様書案から抜粋】  第4章　その他留意事項  **３　受託者として遵守すべき事項**  **～略～**  （５）　公正採用への対応  「大阪府公正採用選考人権啓発推進員設置要綱」又は「大阪労働局公正採用選考人権啓発推進員設置要綱」に基づき、一定規模の事業所において「公正採用選考人権啓発推進員」を設置していない場合は、対応をしてください。  《一定規模の事業所とは》  ① 常時使用する従業員数が25人以上の事業所  ② ①の他知事又は公共職業安定所長が適当と認める事業所  （６）　人権研修の実施  受託者は府の主催する人権研修を受講するとともに、業務に従事するものが人権について正しい認識をもって業務を遂行できるよう、適切に取り組んでください。  （７）　障がい者法定雇用率の達成への取組み  障がい者の雇用の促進等に関する法律では、事業主に対し、法定雇用率を達成する義務を課しています。  提案段階で障がい者法定雇用率を達成できていない場合は、障がい者雇入れ計画に基づき、誠実に履行してください。 |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 【選定基準から抜粋】  《審査基準》  平等利用の確保をもとに、効果的効率的な管理運営の具体策を審査します。   |  |  | | --- | --- | | 選定項目 | 割合 | | 《その他業務に際して必要な事項》  －府施策との整合について－  　大阪版市場化テスト官民比較の審議において、官より優れた提案をした団体に付与する  ・行政の福祉化　　　　　　　　　　　　　５％  　　　内訳　　　就職困難層への雇用・就労支援（３％）　※１  　　　　　　　　　障がい者の雇用に関する取組　　（２％）　※２  　※１　就職困難層への雇用・就労支援（３％）についての配点の内訳は  下記のとおりとする。   |  |  | | --- | --- | | ・地域就労支援センター  ・障害者就業・生活支援センター  ・母子家庭等就業・自立支援センター  ・ホームレス自立支援センター  ・地域若者サポートステーション  のいずれかの活用による就職困難者の雇用を評価する。  ・（一社）おおさか人材雇用開発人権センター（C-STEP）への加入の有無 | C-STEP加入⇒１％  雇用者１名⇒２％  雇用者１名＋C-STEP加入⇒３％  雇用者２名以上⇒３％ |   ※２　・障がい者雇用に関する取組（２％）については提案時点での障がい者雇用率を  評価する。  ・提案時点での実雇用率が2.0%を超え2.6%未満の事業者　⇒　１％  　　　　　　　　　　　　　同　　　　　　　 2.6%以上の事業者　　　　 　　　　 ⇒　２％ | ５％ | |

**③【総括表】「行政の福祉化」の主な取組みによる障がい者等の就職困難者の雇用状況**

**（令和４年3月31日現在）**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | 知的障がい者の清掃現場就業 | 就職困難者への  雇用就労支援  (各種就労支援(センター)事業を活用した法人での雇用) | 合計 | 備考 |
| 総合評価入札制度 | | 51 | 44 | 95 |  |
|  | 大規模  （10施設） | 43 | 39 | 82 |  |
| 中規模  （8施設） | 8 | 5 | 13 |  |
| 指定管理者制度  （71施設） | | 6  （61） | 65  （252） | 71  （313） | 新規雇用者数  （　）は既雇用者数 |
| 合 計 | | 57  （118） | 109  （361） | 166  （479） | （　）は指定管理者の既雇用者数を含む数 |